

議第50号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「額の」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、納骨料を減額し、又は免除することができる。

別表金額（1体につき）の欄を次のように改める。

納 骨 料（1体につき）	
	円 3,000
	6,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る納骨料については、なお従前の例による。

提案理由

納骨料の適正化を図る必要があるので提案する。